

① 切手・印紙・レターパック等の販売と ② ゆうパックの取扱いを当事務所で行っていますが、①については1週間前にご連絡頂ければ、お届けする事も可能です。ご利用下さい。



元請から「公共工事の現場に入る技術者の資格証明書を出してくれ!」と言われた。何のこと?」との問い合せが下請業者からありました。建設業法には技術者について様々な定めがあるため混乱しますが、**①建設業許可要件の一つ=営業所に常勤の専任技術者②現場に配置する主任技術者③4000万以上の工事には専任主任技術者④下請に4500万以上出す元請は監理技術者の4つです。問題は①と②の兼**

**営業所常駐の技術者が現場を兼任!?** 人手不足を背景に

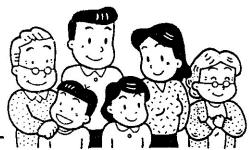
任。常勤の意味は“通常の勤務日と勤務時間、営業所に常駐”ですから**③にはなれないはず**。しかし深刻な人手不足の中で国は兼任について緩和措置(4000万未満の工事)を進めてきました。大分県では**①工事場所が直線距離で10km以内②二つの県工事に密接な関係があれば兼任OK…**としています。これが東京新宿区では**①が5km②は公共工事と民間工事でもOK…**となっています。熟練外国人技能者の在留資格『特定技能2号』の対象分野を拡げる動きと同じです。



「エッ、会社解散の登記手続きをしたのにまだ謄本が取れるの?」と高齢の女性が法務局で何度も尋ねています。「清算終了がまだなので」と説明されますが、納得できない様子。帰りしな階段で声をかけると「もう会社は事業していないのに毎年7万円の法人住民税が…4万近い印紙を貼って解散登記をしたのになぜ?」と聞かれました。会社謄本を見せてもらうと確かに解散と清算人は記載されていますが、清算終了は未登記。解散しても2か月以上かけて債権債務の整

**会社を解散したのに…年に7万円もの住民税払えます?**

理をし資産が残れば株主に分配して清算事務は完了。その登記を法務局に申請して会社はなくなります。その間も住民税の均等割が最低でも県税2万、市民税5万の計7万円が掛かります。「そうなんですか…」と女性は帰って行かれましたが、“事業廃止届”を県と市に出して休眠会社として放置しておけば均等割も課税されず最後の登記から12年後には法務局の職権で“みなし解散”登記…という方法もあるようです。



※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

当事務所では毎週金曜日の朝 9~10 時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。また業務時間は平日の9時から17時半までですが、お昼の1時間は職員の休憩のため、事務所の玄関は施錠します。この時間にご来所される予定の方は、事前にご連絡下さい。